

入学した年以降に発生した失業・倒産等により授業料の納付が 困難となった世帯に対する支援について (兵庫県私立小中学校等の家計急変世帯への修学支援補助制度)

兵庫県では、経済的不況に起因する失業、倒産、疾病による離職等の家計急変の理由から、授業料の負担が困難となられた方を対象に、授業料の軽減制度を実施します。

申請を希望される場合は、学校へ申請してください。

◆ 対象者の条件

発生時期	令和7年1月1日～12月31日の発生	入学した年以降で令和6年12月31日以前
	※入学した年の前年以前の家計急変は支援の対象となりません (例) 令和7年度入学(1年生) → R7.1.1～R7.12.31の家計急変が対象 令和6年度入学(2年生) → R6.1.1～R7.12.31の家計急変が対象 ※転学している場合は転入日～R7.12.31の家計急変が対象となります。	
対象学年	中学生(全学年)	
在学要件	令和7年4月1日時点で在籍していること	令和7年10月1日時点で在籍していること
住所要件	令和7年4月1日時点で兵庫県内に住所を有していること	令和7年10月1日時点で兵庫県内に住所を有していること
収入要件	・急変後の収入水準が急変前の収入水準を下回っていること。 ※裏面に掲げる収入水準以上だった世帯が家計急変によりその水準を下回った場合に対象となります。 ・保護者等全員の令和7年度の市町村民税所得割額と都道府県民税所得割額の合計額が135,000円を下回ること。ただし家計急変後の家計状況が課税状況に反映されていない場合はその家族構成に応じ、裏面に掲げる収入水準を下回ること。	
資産要件	無し	保護者等の預貯金、有価証券等の資産保有額(土地、建物、自動車等は含めない)の合計が700万円未満であること
その他	他の都道府県の類似の制度において支援の対象となっていないこと。	

◆ 軽減される額

月額28,000円

(家計急変発生の翌月以降、令和7年度中に引き続き在籍している月数に応じて支給)

<ご注意>

※ 家計急変発生後、年度途中で転学する(した)場合は、当該児童生徒の在籍期間(授業料に未納がある場合は授業料納入月数を限度とします。)のみを補助対象とします

◆ 申請書類の提出

(1) 令和7年9月末までの家計急変発生

11月10日(月)

(2) 令和7年10月～12月までの家計急変発生

2月3日(火)

◆ 申請書類

- ① 私立小中学校等の家計急変世帯への修学支援事業申請書
 - ② 事由の発生を証明する書類
離職票や雇用保険受給資格者証の写し、破産、民事再生、会社更正、会社整理など法的
手続書類の写し、税務署や県税事務所への廃業届、授業料軽減（臨時特別）の軽減決定通
知、離職の原因となった疾病に関する診断書など
 - ③ 保護者の居住地及び扶養親族の年齢を確認する書類（世帯全員分の住民票）
 - ④ 所得区分を判定するための書類
- ★令和7年度住民税に急変後の収入状況が反映されている場合（概ね令和6年1月以前の家計急変）
- ④-1 急変前の収入を確認するための書類（保護者全員分）
・家計急変年度（家計急変が発生する前年分）課税証明書 等
 - ④-2 令和7年度住民税を確認するための書類
・令和7年度住民税（令和6年分）課税証明書 等
- ★令和7年度住民税に急変後の収入状況が反映されていない場合（概ね令和6年2月以降の家計急変）
- ④-1 急変前の収入を確認するための書類（保護者全員分）
・家計急変年度（家計急変が発生する前年分）課税証明書 等
 - ④-2 急変後1年間の年収見込みを確認するための書類
・会社発行の収入見込証明、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
※原則として公的書類（行政機関又は会社が発行したもの）による証明が必要です。
 - ④-3 令和7年度住民税を確認するための書類（④-1と重複する場合は不要）
・令和7年度住民税（令和6年分）課税証明書 等
- ⑤ 資産状況（預貯金、有価証券、投資信託等）を確認するための書類（預金通帳のコピーなど）
（※家計急変発生時期が令和6年12月31日以前の方）
 - ⑥ 申立書
- ※ 上記書類のほかにも、追加書類の提出を求める場合があります。

◆ 決定の通知

授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等を学校から通知します。
なお、虚偽の申請等が判明した場合は、軽減措置を取り消します。

※ 令和7年度住民税に急変後の収入状況が反映されていない場合の収入基準

世帯構成		年収見込
ひとり親 または 両親のうち 一方が働い ている場合	扶養控除対象者が0人の場合	400万円未満
	扶養控除対象者が1人の場合	460万円未満
	特定扶養控除対象者が1人の場合	490万円未満
	扶養控除対象者が2人の場合	510万円未満
	扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	540万円未満
両親共働き の場合	扶養控除対象者が0人の場合	440万円未満
	扶養控除対象者が1人の場合	550万円未満
	特定扶養控除対象者が1人の場合	590万円未満
	扶養控除対象者が2人の場合	620万円未満
	扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	650万円未満

※扶養控除対象者とは、扶養している親族で平成21年1月1日以前に生まれ、特定扶養控除対象親族でないものとします。

※特定扶養控除対象者とは、扶養している親族で平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれたものとします。